

◎厚生省分課規程中改正

(昭和十一年三月)

厚生省分課規程中左ノ通改正シ昨二日ヨリ施行セリ

第六條 健民局ニ左ノ五課ヲ置ク

健民課

修練課

體力課

母子課

戰時授養課

第七條 健民課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人口ノ涵養及國民ノ保健ノ綜合計畫及統計一般ニ關スル事項

二 保健所及保健婦ニ關スル事項

三 國民衣食生活ノ指導ニ關スル事項

四 非常食及特殊食料ニ關スル事項

五 協和事業ニ關スル事項

六 他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養、國民ノ保健並ニ健民生活ノ指導ニ關スル事項

指導ニ關スル事項

第八條 修練課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健民修練ニ關スル事項

二 修練施設ニ關スル事項

三 体力検査後ノ措置ニ關スル事項但シ療養指導及療養措置命令ニ關スルモノヲ除ク

ニ關スルモノヲ除ク

第九條 體力課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國民體力法實施ノ總括ニ關スル事項

二 體力検査ニ關スル事項

三 武道ノ振興及體育訓練ノ普及獎勵ニ關スル事項

四 鍊成場其ノ他訓練施設ニ關スル事項

第十條 母子課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 妊産婦及乳幼兒ノ保健及保護ニ關スル事項

- 二 妊産婦及乳幼児ノ榮養確保ニ關スル事項
 - 三 保育施設及母子愛育施設ニ關スル事項
 - 四 結婚及出産ノ獎勵並ニ民族復生ニ關スル事項
 - 五 其ノ他母性・乳幼児及兒童ノ保護指導ニ關スル事項
- 第十一條 戰時援護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 避難者等ノ援護ニ關スル事項
 - 二 救護及治療並ニ罹災救助ニ關スル事項
 - 三 方面委員ニ關スル事項
 - 四 同和事業ニ關スル事項
 - 五 國民共同勤勞施設ニ關スル事項
 - 六 他ノ主管ニ屬セザル國民生活ノ保護ニ關スル事項